

平成23年 第2回定例会

中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議録

## 第2回定例会会議録目次

第1日目（平成23年11月25日）		頁
○開会宣告	.....	3
○開議宣告	.....	3
○日程第 1	会議録署名議員の指名 .....	3
○日程第 2	議席の指定 .....	3
○日程第 3	会期の決定 .....	3
○日程第 4	行政報告 .....	4
○日程第 5	認定第 1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について .....	4
○日程第 6	報告第 1号 監査報告について .....	14
	報告第 2号 例月現金出納検査報告について .....	14
○閉会宣告	.....	14

平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会

平成23年11月25日(金)

午後 1時40分 開会

午後 2時37分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議席の指定  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 認定第 1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 6 報告第 1号 監査報告について  
報告第 2号 例月現金出納検査報告について

○出席議員 (18名)

1番	獅 畑 輝 明 君	2番	水 口 典 一 君
3番	清 水 雅 人 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	東 英 男 君	6番	一ノ瀬 弘 昭 君
7番	山 崎 数 彦 君	8番	東 出 治 通 君
9番	太 田 幸 一 君	10番	堀 松 雄 君
11番	堀 内 哲 夫 君	12番	阿 部 敏 也 君
13番	長谷川 秀 樹 君	14番	向 井 敏 則 君
15番	速 見 章 一 君	16番	沖 田 浩 一 君
17番	澤 田 正 人 君	18番	高 田 勲 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

広域連合長	泉 谷 和 美 君	副広域連合長	高 尾 弘 明 君
副広域連合長	前 田 康 吉 君	副広域連合長	善 岡 雅 文 君
副広域連合長	北 良 治 君	副広域連合長	貝 田 喜 雄 君
副広域連合長	岸 泰 夫 君	副広域連合長	植 田 満 君
副広域連合長	寺 崎 一 郎 君	副広域連合長	神 薺 武 君
副広域連合長	藤 本 悟 君	副広域連合長	金 平 嘉 則 君
監 査 委 員	上 田 正 昭 君	会 計 管 理 者	高 橋 賢 司 君

事務局長 松田雄二君  
監査委員書記 赤田敬一君

事務局次長 南均君

○本会議事務従事者

書記 新名敏幸君

書記 山下克己君

開会 午後 1時40分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会は成立いたしました。

よって、これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、東出議員、沖田議員を指名いたします。

◎日程第2 議席の指定

○議長 日程第2、議席の指定を行います。

当広域連合を構成する妹背牛町の議会において、議員の改選が行われ、新たに議員が選出されたことに伴い、議席は、中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

向井敏則議員の議席は14番といたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。

(広域連合長挙手)

○議長 広域連合長。

○広域連合長 行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

お目通しをいただきたいと存じますが、以下5点について口頭で補足をし、ご報告を申し上げたいと存じます。

1点目は、5月19日開催の連合会議についてでございますが、循環型社会形成推進交付金の交付状況及び確保に関する要望活動等について協議を行ったものであります。

2点目は、交付金の確保に関する要望活動についてでございますが、記載のとおり、構成市町及び3組合とともに、国土交通省、環境省、民主党、道選出国會議員及び北海道に対する要望を行ったものであります。

3点目は、7月21日、第4回住民説明会を歌志内市と共催で開催し、新たな施設の概要、スケジュールなどについて説明をいたしました。また、議員の皆様にも送付させていただいておりますが、9月より、工事の状況について、「建設工事だより」を発行し、歌志内市広報誌への折り込み、構成市町への配布、広域連合ホームページへの掲載など、広報に努めているところであります。

4点目は、8月28日に請負業者である日立造船株式会社により安全祈願祭が開催され、議員の皆様、地元町内会長、歌志内市議会議員、工事関係者など約90名が参列し工事の安全を祈願いたしました。

5点目は、11月15日開催の連合会議についてでございますが、今議会に上程されます議案、今後の交付金の確保に関する要望活動などについて協議を行ったものであります。

今後につきましても、新焼却施設の平成25年4月供用開始を目標に、構成14市町協調のもと適切に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、行政報告といたします。

○議長 以上をもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 認定第1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長 日程第5、認定第1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、認定第1号、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

それでは、3枚めくっていただきまして、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。決算の概要でございますが、本広域連合はごみ焼却施設の設置、運営及

び管理に関する事務を行うため、平成22年2月2日に、中・北空知の14市町により組織し、設立され、22年度よりごみ焼却処理施設建設に着手いたしました。

平成22年度の一般会計は、予算額6億2,902万9,000円に対し、歳入決算額1億8,207万6,387円、歳出決算額1億4,037万9,771円で、差し引き4,169万6,616円となり、繰越明許費の翌年度繰越し財源3,325万6,000円を差し引くと、844万616円の剰余を生じたところでございます。

歳入決算額は、予算現額に対して4億4,695万2,613円の減となっておりますが、これは、繰越明許費に係る特定財源、国庫支出金1億5,876万3,000円と、地方債2億8,970万円がそれぞれ未収入となっていることによるものでございます。

また、歳出決算額は、予算現額に対して4億8,864万9,229円の減となっておりますが、これは、一般廃棄物焼却処理施設建設事業費4億8,179万1,000円が繰越明許費となったことによるものでございます。

続きまして、歳入についてみますと、分担金及び負担金が8,883万6,000円、国庫支出金が2,942万7,000円、繰越金が150万9,128円、諸収入が4,259円、地方債が6,230万円となっております。各市町からの負担金は、過去3か年平均のごみ量割としており、内訳は、記載のとおりとなっておりますのでお目通し願います。

次に、歳出についてみますと、議会費が46万3,440円、総務費が3,902万1,831円、衛生費が1億89万4,500円となっております。これを性質別で見ますと、人件費が3,414万3,325円、物件費が524万6,946円、扶助費が9万5,000円、建設事業費が1億89万4,500円となっております。

次に、2ページ、3ページ、歳入歳出決算書でありますが、説明は、歳入歳出決算事項別内訳によりいたしますが、3ページの表の下に記載のとおり歳入歳出差引残額4,169万6,616円が翌年度への繰り越しとなっております。

次に、4ページ、5ページ、歳入歳出款別決算内訳でありますが、この説明も、歳入歳出決算事項別内訳によりいたしますので、お目通し願います。

それでは、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でありますが、まず、歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金につきましては、予算現額8,883万6,000円に対し、調定額及び収入済額は8,883万6,000円でございます。7ページに、各市町の内訳を記載してございますので、お目通し願います。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費補助金につきましては、予算現額1億8,819万円に対し、調定額及び収入済額は、循環型社会形成推進交付金でございますが、2,942万7,000円でございます。

ページをめくっていただき、3款1項1目繰越金につきましては、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額、前年度繰越金でございますが150万9,128円でございます。

4款諸収入、1項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額は4,259円でございます。2項1目雑入につきましては、予算現額1,000円でしたが、調定額及び収入済額はございませんでした。

5款1項地方債、1目衛生費につきましては、予算現額3億5,200万円に対し、調定額及び収入済額は、6,230万円でございます。地方債の種類は、一般廃棄物処理事業債でございます。以上、歳入合計としまして、収入済額は1億8,207万6,387円でございます。

続きまして、10ページ、11ページ、歳出につきましてご説明いたします。

不用額が50万円以上についてご説明いたします。

1款1項1目議会費につきましては、特に申し上げることはございません。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、591万3,129円の不用額が生じております。その主なものでございますが、7節賃金が57万9,850円の不用額となっております。これは、施設の建設工事に必要なボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者の有資格者を採用することとしておりましたが、22年度に採用をしなかったため不用額が生じたところでございます。

ページをめくっていただき、19節負担金、補助金及び交付金でございますが、508万6,025円が不用額となっております。これは、事務局職員の給与等の各市町負担金でございまして、実際に事務局に派遣された職員の給与等の差額でございます。続きまして、2項選挙費、1目選挙管理委員会費でございますが、特に申し上げることはございません。3項1目監査委員費につきましても、特に申し上げることはございません。

ページをめくっていただき、3款衛生費、1項施設建設費、1目焼却施設建設費でございますが、繰越明許費が4億8,171万9,000円でございます。4款1項公債費、1目利子でございますが、執行はありませんでしたので、特に申し上げることはございません。5款1項1目予備費でございますが、執行いたしませんでしたので、予算額50万円が不用額となっております。歳入合計としまして、支出済額は1億4,037万9,771円で、翌年度繰越額、繰越明許費でございますが4億8,171万9,000円、不用額は693万229円でございます。以上が歳入歳出の説明でございます。

続きまして、16ページ、実質収支に関する調書でございますが、これはお目通しをお願いします。

17ページは、歳出の性質別決算内訳につきまして記載しております。7の建設事業費でございますが、決算額1億89万4,500円の財源内訳でございますが、特定財源が9,172万7,000円、一般財源が916万7,500円となっております。また、補助事業費の決算額は8,828万1,000円、単独事業費が1,261万3,500円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、18ページ、広域連合債の現在高と償還額でございますが、起債高は6,230万でございますが、3年間は据え置き期間で、償還額はありませんでしたので、未償還額が6,230万円となっております。なお、市町別内訳の起債高でございますが、起債は、広域連合が起こし償還いたしますが、その財源は、各市町の建設に係る負担金でございますので、その金額を記載しております。



すのでお目通し願います。

これで、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 次に、決算審査意見書について監査委員の説明を求めます。

○上田監査委員 議長。

○議長 上田監査委員。

○上田監査委員 決算審査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定による審査に付されました、中・北空知廃棄物処理広域連合の平成22年度一般会計決算について審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書により報告を申し上げます。審査の対象につきましては、平成22年度一般会計歳入歳出決算書、決算関係書類について審査を行いました。審査の期間および審査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通しを願いたいと思います。審査の結果につきまして、決算書附属書類及び関係諸帳簿の照合の結果、正確であり、かつ予算に対して適正に執行されており予算の流用も適正に処理されていることと認めるところでございます。審査意見といたしまして、特に付すべき事項はございません。また、審査の概要につきましては記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

以上で監査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は決算以外の質疑にわたらぬようにご留意をお願いいたしたいと思っております。

質疑ございますか。

(清水議員挙手)

○議長 清水議員。

○清水議員 12点につきまして質疑を行いたいと思います。

なお、質疑については、事務局の方に通告しておりますので、十分なお答弁を頂きたいと思っております。

まず、議会費、総務費についてです。1点目、議事録がホームページに載せられておりません。議案については、ホームページに載っております。しかし、議決結果については、掲載した後消去されると、そういった状況もございます。広域連合として、最大の広報周知媒体の活用が不十分ではなかったのかということをお聞きしたい。

2点目は、住民説明会についてですが、建設地地元の意見を伺い、合意を得る為に、また公害防止協定などについて、地元である歌志内市における住民説明会は必須だと思います。しかし、歌志内市以外の市町での広報住民周知は、やはり住民説明会という形でも行われるべきというふうに思いますが、何故行わなかったのかということをお伺いします。

次は、衛生費、整備計画策定委託についてですが、順番からいきますと3点目です。整備計画の策定委託業務は、株式会社エイト日本技術開発札幌支店に2,100万円、89.7パーセントで落札

されております。そこで、3点目として、広域計画に出ている25年度22,806トン、29年度21,665トンですが、現在の容器包装リサイクル法の市町村分別収集の到達点から言えば、さらに今の2分の1、あるいは3分の1にまで、大幅な分別収集による可燃物の減少が市町の義務として行われる可能性が高いと思うんですが、これが、エイトに委託をして作られたと思われる広域連合のですね、どのように反映されているのか。

4点目は、22年度12月に広域計画が策定されました。29年度までのものです。85トンという焼却炉規模の決定にあたって、焼却量の3割ほど大きくなるという国土交通省の施設の整備基準によって、これが決められておりますが、18年度から20年度の構成市町のごみ量の平均である24,739トン、これを365で割ると68トン、等の計算の中で設定されていると思いますが、根拠について伺いたいと思います。

5点目です。各市町村が地域での5年計画を、ごみ収集分別の地域計画を、市町村の計画を持っておりますが、例として滝川市では、平成37年度までに人口が9割に減少する中で、可燃ごみの量が13%しか減少しない計画になっております。しかし、可燃ごみの組成では、食料品の容器包装だけでも22.9パーセント、いわゆるトレイですね、これが6.9パーセント、紙パック4パーセント、ここまでだけでも33.8パーセント、さらには雑紙で17.7パーセント、そして日用品の容器包装が紙・プラ合せて14.5パーセント。結局、容器包装リサイクル法による市町村の義務とされている対象量で66.1パーセント、3分の2に達するわけです。一例として滝川市を挙げましたが、広域連合としては、これから、こういった市町村が容り法で義務化されている、もちろん罰則もなければ目標も無いわけで、やらなければやらないで済むと言えればそれまでの話ですが、こういう義務に基づく今後の減量を、どの様に広域化計画に反映されたのか伺います。

6点目は、広域計画を立てるに当たりまして、平成37年度までの人口推計や広域計画は5年計画ですから、焼却炉の規模を決定するに当たりまして、構成市町全体の人口推計、ごみ量推計はどのような数値を持っているかを伺います。

次は7点目です。今度は施設の設計委託についてですが、株式会社エイト日本技術開発札幌支店が建設工事の設計、施工監理の委託業務として、6,247万5,000円、85.07パーセントで委託をしています。年間の施設稼働日数、実稼働率は国の要綱で定まっていますが、そこで施設の設計計画において、2炉のうちどちらかが動いている、正月も休まないというような計画なのか、それとも一定期日は2つの炉とも停まっているとすれば、2つの炉とも停まっている日数が1年のうちどのくらい見込んでいるのかを伺います。

次は、施設計画で人員はどの程度見込んでいるのか伺います。

次に、整備計画策定委託とも関連して、将来ごみ量が、例えば半分まで減ったとしても施設人員はそれほど減らさないだろうと思います。ごみ量が減って維持管理費の市町村負担が減っても1割とか2割で、半分までは減らないと思われませんが確認いたします。

焼却炉の全連続式燃焼式ストーカー炉という方式は、ごみが大幅に減少した場合、燃焼の為に重油を大幅に入れなければならないなどの施設であるのかどうか伺います。

また、耐用年数について。

また、国庫支出金の返還を逃れる年数を求めます。

最後に、今回の施設は、耐震性についてどのような地震を想定して設計をされたのか。

以上です。

○議 長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長 答弁調整に時間を頂きたいです。

○議 長 はい。それでは、若干答弁に時間を有することとさせていただきますので、若干休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時10分

○議 長 それでは会議を、再開をいたします。

答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 ただいまの清水議員のご質問にお答えいたします。

まず、ホームページに議事録が載せられていない。議案が掲載後消去されている。ということでございますが、これにつきましては、議事録をホームページに載せるようにいたしまして、議案も過去の議案が閲覧出来るようにして参りたいと考えております。

次に、住民説明会につきましては、建設同意を求める為に歌志内市の市民を対象に、歌志内市で行ったものでありまして、歌志内市以外の市町につきましては、必要な情報につきましては、各構成市町に情報提供いたしておりますので、そちらでやられているかと思っております。

次に、整備計画策定委託に関することとさせていただきますが、これにつきましては何点かありましたが、まず、施設整備計画策定業務委託なんですが、施設建設に係る発注仕様書、施設の内容を具体的にどのような内容にするのかという、そういうものを策定したものでありまして、この中でごみ処理量がどうのこうのとか、そういうような議論、そういうような業務についてはしておりません。

また、ごみ量の問題につきましては、容器包装リサイクル法の問題につきましても、あくまでも広域連合といたしましては、平成22年3月に、3組合が策定したごみ処理広域化基本計画、これに基づきまして施設を建設しているのでありますので、ご質問のあった内容につきましては、広域連合として、答える立場では無いというふうにご理解いただきたいと思います。

また、施設設計委託に関してですけれども、施設の稼働日数の関係ですけれども、点検で7日間停まりますが、それ以外は正月休み関係なく1炉は必ず動いている計画になっております。

耐用年数、国庫補助金、交付金の返還の関係ですけれども、耐用年数は15年でございまして、交付金を返還しなくて良い期間は10年でございます。

耐震性につきましても、公共施設という位置付けで、重要度係数1.25で計算して施設を建てております。

以上でございます。

それ以外については次長の方から説明させます。

○議長 事務局次長。

○事務局次長 先ほど局長が答えた残りのものを答えさせていただきます。

運転管理人員の人数でございますが、現在アドバイザー業務ということで、業務が始まったばかりでございますが、我々の方で考えておりますのは、今27・8人から30人程度は必要であろうということです。ただ、業務の内容、運転の仕方諸々によっては、当然数字は前後します。

将来ごみ量が半分に減ってという話でございますが、我々広域連合では現在のごみ質を逐一調べまして、当初計画を、再度エコバレー歌志内さんをお願いして、ごみのサンプリングを重ねながら、カロリー計算をして、今ほぼ良いとこで固めて、設計製作に入っております。その中で、そのカロリーであれば重油は必要ございません。ただ、大幅にカロリーが落ちた場合、仮にこれは許されない事なんです、例えば生ごみが入る、それは住民説明会うんぬんで有り得ない話なんでございますが、そのような場合は、カロリーダウンということで、重油が一部必要になってくるというのは想定しております。

終わります。

○議長 答弁が終わりました。

○清水議員 はい。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、住民説明会についてなんですが、構成市町に説明を任せるということが、地方自治法に矛盾すると思うんですね。完全に構成市町にですね、連合は対等の自治体です。対等の自治体が別の自治体のことについて何か質問されて答えるなんて、構成市町が、自治体が、連合に対してどういう態度で臨むかということは答えられます。しかし、連合としてどうするかというのは、それは連合ですから、代わって構成市町にですね、首長さんあるいは担当者が答えるのはそれは越権行為ですから、それは考え方そのものが違うんじゃないでしょうか。

次は、ごみの量が、大幅に容り法で減る可能性が高いという話をすると、これも構成市町が出した計画に基づいていると、こんな変な話なんです。というのは構成市町がですね、焼却炉の中身については、あるいは規模だとか、そこは連合で決めるということで、ここも権限がまったく別なんです。そうした時に広域連合としては、自らの将来について、これはなんだかんだ言いながら構成市町のごみ持ってくるぞと、それはそうでしょう、地域計画なんぼ立てたとしても、ある町が大幅に分別収集を変えて、ごみ量を3分の1にしましたと言って、それを悪いと言えない訳ですから、それは各構成市町の自由ですから、しかもそれが流れです。こういうことが解っていながら、構成3団体、3自治体の数値に基づくから、我々はそれ以上考えないんだと、これは本当に自治体としての責任ある答弁というふうには、私は考え、認められませんので、お考えをお伺いします。

平成37年時点での人口推計やごみ推計は示されませんでしたので、再答弁でお伺いいたします。

次に、ごみが減った場合に、重油を増やさないとならなきゃなるのかということについて、今の答弁では、容り法以外の可燃性ごみというと、チューブ類2パーセント、その他プラ3パーセント、

ゴム、皮革、剪定枝あるいは、そんなことになっております。ですから、おそらくカロリーはダウンするだろうと、ですからゴミを焼却しても、重油を燃やしているのかわけわからないような、そんな事態が、容り法に基づく分別収集が進めば想定されると、こういったことをわかっていながら目を瞑って前に進んでいるじゃないかというふうに私には思えるんですよ。将来、仮の話をさせていただきます。仮とはいえ、容り法での分別収集が進むということですから、ゴム、皮革、固いプラスチック、チューブ類、そんなようなものになった時に大量の重油で焼却炉をまわすと、運転すると、こういうおっき焼却炉ですから重油も莫大な量が必要になってくるんだらうというふうに思いますが、そんな事態にならないのかどうか、なってしまう時に計画が甘かったと言われることについて、お考えを伺いたいと思います。

耐震基準については、1. 2 というような非常に私は理解出来ない、勉強不足なんです、出来れば、例えば震度いくつにおいて、一般的に施設の耐震基準とされている2つの数値があると思うんですが、その2つの数値でいくら以上とか、何が1. 2 か良くわかりませんので、もう少し市民が聞いてもわかるようにご説明を頂きたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの清水議員の質疑は、4点ということによろしいでしょうか。

(清水議員うなずく)

○議長 4点のうちの3点目、ごみの今後の推計についてという、今、22年度決算についての協議でございますので、この部分については、私の判断として決算審査から外れているというふうに判断をしますので、その範囲での答弁ということをお願いしたいというふうに思います。

(清水議員挙手)

○議長 はい。清水議員。

○清水議員 今のですね、推計というのは、焼却炉の規模を決めるに当たって当然のように出したであろう数字について伺います。それないと規模決められませんから。

○議長 さきほどからの質疑の中で、どのように見込んだとかですね。こういう推計が想定されるけどとか、そういう話がありましたので、それは決算を超えておりますので、今の部分の答弁とさせていただきます。今、清水議員が確認された部分については答弁をしていただきます。

それでは答弁お願いします。

○事務局次長 はい。

○議長 事務局次長。

○事務局次長 平成37年度の各構成市町の人口とごみの推計値についてお答えいたします。

順番は、人口を先に出しまして、ごみ量を次に述べさせていただきます。資料の基本計画の構成の関係順番が、市の市制施行順とかならないことを、そういう形にならないことを御容赦願います。

まず、砂川市、人口が1万6,716、可燃ごみ量が3,666トン、次、歌志内市、人口が2,947、ごみ量が457トン、上砂川町、人口2,662、ごみ量が433トン、次、奈井江町、人口が5,201人、ごみ量が669トン、浦臼町、人口が1,840、ごみ量162です。次、中空

知衛生施設組合で、滝川が、人口が3万9,771、ごみが7,420、赤平が、人口が9,654、ごみが1,579、次、新十津川、人口が6,220、ごみが844です。雨竜町、人口が2,242、ごみ量が252です。次、北空知の方にまいります。深川が、人口が1万9,958、ごみ量は3,155、次は、妹背牛町、人口が2,980、ごみ量は296です。秩父別町は、人口が2,213、ごみ量が225です。次、北竜町です。人口は1,721、ごみが167トンです。最後、沼田町になりますが、人口が2,870、ごみ量が301、以上で全体で5市9町合計になります。人口が11万6,995、ごみ量が1万9,626。これが人口と可燃ごみ、焼却予定のごみ量の37年度の推計値です。

ごみの減に伴う重油の減ですが、例えば容器リサイクル法で全てがどこの構成市町の皆さんがやりますと、ごみの量は当然減ります。ただ、運転日数を、2炉動かしていくとごみが足りなくなりますので、運転日数の加減、例えば停めてる期間を、ひと月1炉増やすとかそういうことで、停めた時に重油が、停めた時には当然ダイオキシンなどが発生しないように使います。また、燃やす時にも使います。そういう起動時とかそういう時に重油が増えていきます。単純にカロリーがどんどん落ちていきますと、さきほど生ごみの話をいたしました、そうでなくても下限値、条件を設定して焼却炉本体を作っておりますので、下限値に必要なカロリーが無くなると一部重油が必要になってくるということは想定しております。ただ、現在この計画は25年4月から供用開始を考えております。その段階で今リサイクル法のごみ量の減ですとか、構成市町、3組合とも基本計画を作った中では想定されておりましたので、ごみがこれからどんどん減っていく、ということ想定しましても供用開始した段階でごみが溢れるということは、我々広域連合では許されませんので、その段階の計画値で計画しております。

以上です。

○事務局長 はい。

○議長 事務局長。

○事務局長 住民説明会についてでございますが、再質問ございましたが、住民説明会は、さきほど答弁いたしましたけども、建設同意の為、公害防止協定を締結する為に歌志内市において説明会を開催しております。歌志内以外の地域については、広報住民周知はどのように行われているかというようなご質問でしたので、それは必要な情報は構成市町に情報提供する、というふうに答弁させていただいたところでございます。

重要度係数の1.25についても説明を求められましたが、すみません、正確にどういうものか記憶が定かではありませんので、のちほど調べて出したいと思っております。それでもよろしいでしょうか。

○清水議員 はい。

○事務局長 それでは、答弁終わります。

○清水議員 終わります。

○議長 はい、その他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

(清水議員挙手)

○議長 清水議員。

○清水議員 私、清水雅人は、議案第1号、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計決算認定を否とする立場で討論を行います。

まず、はじめに日立製作所グループの約束違反の中で、急きょ、焼却計画と設計、建設に当たられている広域連合理事者、職員の皆様に敬意を表します。また、25年度に向けてごみの行き場が無くなるという最悪の事態が避けられる見込みが明確になったことについて、また広域連合を構成する14市町の調整のご努力等は評価するものです。

しかし、以下の点で22年度の事業実施と効果に問題があったと考えます。第1は、広報周知が不足していることです。容器包装リサイクル法はもとより、CO<sub>2</sub>等地球温暖化防止物質の削減、あるいは東日本大震災と福島原発事故で各地域が最大の力を発揮するためには、年間2万トンもの焼却する広域連合の進捗状況を、あるいは将来像を多くの地域住民、そして地域外にも知ってもらい、沢山の意見を頂戴し、それを生かしていくことが必要です。ところが、地域での説明会については、関係市町に任せるという姿勢では問題です。

第2は焼却炉規模が大き過ぎたことです。日本共産党の関係市町議団が2010年1月29日、当時の準備会会長の泉谷和美歌志内市長に、分別収集強化による減量と雇用拡大、適正な焼却炉規模を求める提案書を提出いたしました。しかし、広域化計画によると、25年度の22,806トン、29年度21,660トン、さらには試算の中で平成37年度には19,626トンと人口減少を下回るような、あるいは人口減少並のごみ量を想定しています。容器包装リサイクル法の各市町村の義務を全国の事例に学び、普通に果たすことで2分の1から3分の1の大幅な分別収集が可能であり、推進しなければなりません。私たちは、提案書を提出した2010年から2013年4月の開業まで約3年間あれば、相当の実施は、減量は出来たはずと考えます。これにも関わらず、過大な規模としたことは問題であり、近い将来、ごみ減量しても広域連合の負担金は減らない等という形で問題化することが想定されます。以上の理由で決算の認定については、否といたします。

以上です。

○議長 その他に討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号を起立により採決をいたします。

本認定を可と決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長 はい、ありがとうございます。起立多数であります。

よって認定第1号は可とすることに決しました。

◎日程第6 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第6、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月現金出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎開会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成23年 第2回 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分



上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員